

◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、生活保護法及び社会福祉法の一部が改正され、条例で保護施設及び授産施設の設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 救護施設には施設の長、医師、生活指導員等を置くこと、利用者1人当たりの床面積が3.3平方メートル以上の居室を設け、30人以上の者が一時に利用できる施設であること等の救護施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) (1)のほか、更生施設、医療保護施設、授産施設等及び宿所提供施設の職員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 生活介護を行う事業所は、生活支援員等を置くこと、訓練・作業室、その他運営上必要な設備を設けること、事故・苦情に適切に対応すること等の障害福祉サービス事業に係る人員、設備、運営等に関する基準を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 鳥取県障害者自立支援法施行条例について、所要の改正を行うこと。

◇鳥取県障害者支援施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害者支援施設の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 生活支援員を置くこと、一の居室の定員は4人以下とすること、身体的拘束等を行わないこと等の障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 指導員を2人以上置くこと、創作的活動等を行うために必要な設備等を備えた部屋等を設けること、事故・苦情に適切に対応すること等の地域活動支援センターの従業員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 管理人を置くこと、居室は1人当たりの床面積を9.9平方メートル以上とすること等の福祉ホームの従業員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。